

# TAAF NEWS

## 一般社団法人 東京都建築士事務所協会

### 予 告

#### 国及び東京都の予算等に対する意見の調査について

総務財務委員会

平成30年度の「国の予算等について」と「東京都予算等について」の要望書作成にあたり、会員の皆様から広くアンケートを実施いたします。2月28日(火)までに、下記まで送付をお願いいたします。

- ※ jim28@taaf.or.jp 問合せ：03-3203-2601 事務局担当 高橋
- ※ 詳細は、2月以降の本会 HP をご覧ください。

### 青年部会基礎セミナー

今回は、『省エネ法に対処した断熱材選び』とし、建築物省エネ法の概要、断熱の歴史、住宅・建築物の省エネ支援策、建物の内側と外側に使用する断熱材を学びます。

- ◇日 時 平成29年3月9日(木) 18時～19時30分
- ◇会 場 東京都建築士事務所協会 会議室
- ◇受講料 無料 30名程度(青年部会員を優先)
- ※ 詳細は HP をご覧ください。



### 沿道実務者講習会

事業委員会

ローラー作戦報告、耐震改修技術アドバイス、耐震改修事例を募り、1事例30分ほどとし、検討していく。

- ◇日 時 平成29年3月10日(金) 14時～17時
- ◇会 場 東京都建築士事務所協会 会議室
- ◇受講料 無料
- ◇定 員 60名程度
- ※ 詳細は2月以降のHPをご覧ください。

### 実務者のための設計・監理契約書講習会

～「四会連合・建築設計監理業務委託契約約款の解説」同小規模向解説』をテキストとして使用～



- ◇日 時 平成29年3月21日(火) 13時～16時50分(DVD講習)
- ◇会 場 東京都建築士事務所協会 会議室
- ◇受講料 会員 10,000円 一般 12,500円(テキスト込・消費税込)  
会員 3,000円 一般 5,000円(テキスト持参・消費税込)

※ 詳しくは、本会のHPに掲載中です。ご覧ください。

### TAAFだより

#### ◎ TAAF ニュースの送信について (FAX 受信の方)

taaf ニュースは、毎月 FAX とメールマガジン(要登録)等で会員様のお手元にお送りしております。FAX で受け取られる会員の方より、「FAX 送信は不要です。」「メールマガジンや HP で見ている。」とニーズが変化をしています。FAX 不要の場合は、下記までおしらせいただけますか？

jimu20@taaf.or.jp 担当事務局 加登まで、お願いいたします。

**管理建築士講習 第4期**

会場コード 2F-03  
 講習日 平成29年2月21日(火) 定員70名  
 申込期間 ~平成29年2月10日(金)  
 会場 (一社)東京都建築士事務所協会会議室  
 受講料 16,200円

**建築士定期講習 第4期**

会場コード 2F-54  
 講習日 平成29年3月23日(木) 定員252名  
 申込期間 ~平成29年2月28日(火)  
 会場 あいおいニッセイ同和損保新宿ホール  
 受講料 12,960円

**申込方法上記講習共通**

- ◎受講申込書は、窓口にて配布もしくは、HPからダウンロードしてください。
- ◎本会へ簡易書留郵便にて申込ください(本会への持参は受付不可)
- ◎受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。
- ◎受講申込書の記入方法等は、受講申込書付属の受講要領をご参照ください。

**重要**

**所属建築士の定期講習の受講について**

**あなたの事務所は大丈夫ですか？**

建築士法では、建築士の資質・能力の向上を目的として、建築士事務所に所属する建築士(以下「所属建築士」という。)に対し、3年ごとの定期講習の受講が義務付けられています。所属建築士の方々が定期講習の受講機会を捉え、建築技術の高度化や建築基準法令の改正等の知識を身に付け、設計等の業務の適正な実施につなげていただくよう、お願いいたします。なお、受講期限内に定期講習を受講しなかった場合は、建築士法に基づく懲戒処分の対象となることをご留意ください。 ○定期講習の受講義務について(以下)

- ◇平成28年度内に受講することが必要な所属建築士(平成29年3月31日までに定期講習の受講が必要な方)
- ①定期講習を平成25年度に受講し、それ以降受講していない所属建築士
- ②平成25年度に建築士試験に合格し、合格日から平成29年3月31日までの間に建築士事務所に所属した受講経験のない建築士
- ◇遅滞なく受講することが必要な所属建築士(以下の所属建築士の方々は、遅滞なく定期講習の受講が必要です。)
- ③建築士試験に合格し、合格日の翌年度の開始の日から3年経過後に建築士事務所に所属した建築士
- ④前回受講日の翌年度から3年経過後、再び建築士事務所に所属した建築士

○留意事項 / 東京都知事登録の二級建築士又は木造建築士で、産休や休職中等により定期講習が受講できない方、建築士事務所を退所したが当該事務所の所属建築士名簿に掲載されている方は、建築企画課にご相談下さい。  
 ○問合せ都市整備局市街地建築部建築企画課建築士担当 TEL03-5388-3356  
 詳細は、東京都都市整備局 HP [http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kenchikusi/koshu\\_juko.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kenchikusi/koshu_juko.htm)

	~平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①		受講 ☆			受講期限 →
②		試験合格 ◇	所属	← 合格日から平成29年3月31日までの間に建築士事務所に所属	
③		試験合格(H24.12) ◇			遅滞なく受講 → 所属
④		受講(H24.9) ☆	離脱		再所属

□ : 建築士事務所に所属していることを示す

東京都左官工業協同組合

第9回左官セミナーのご案内

- ◇日時 平成29年3月22日(水) 14時 ~ 17時(受付13時~)
- ◇会場 東京都左官工業協同組合会議室  
 新宿区揚場町1-21 飯田橋升本ビル8階 TEL03-3268-2331
- ◇受講料 無料(申込メ切3/3 先着順)
- ◇内容 1部 標準の左官工事または再現性のある左官工事ー JASS-15 材料・工法の確認  
 2部 現代都市の土壁

※ 詳しくは、東京都左官工業協同組合 HP をご覧ください。 <http://www.tousaren.jp/>

